

## 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のような行動計画を策定する。

1. 期 間 平成27年4月1日～平成37年3月31日までの10年間

2. 内 容

**目標1：所定外労働を削減するため、毎週水曜日をノー残業デーと設定し、実施する。**

《対 策》 継続実施（平成17年11月より）

1. 所定外労働の現状の把握と分析
2. 職場内広報誌を活用し、職員に周知徹底する
3. 業務の平準化を図り、人員配置の見直しを行う
4. 管理職への研修を行い、配下職員に対してノー残業デーの定着を図る

**目標2：豊かな家庭生活を実現する手段として、年次有給休暇の取得日数を年次付与に対して50%以上にする。**

《対 策》 平成23年4月～

1. 有給休暇取得状況の把握と分析
2. 管理職会議等で有給休暇取得促進に対する啓蒙を行う
3. 計画取得に向け、各部署で取得計画を策定する
4. 職場内広報誌などで、積極的取得を奨励する